

遊漁規則の作成及び認可について(概要)

(令和4年7月26日付け4水管第1166号水産庁長官通知)

項目等	技術的助言の内容
第1 法第170条の趣旨 (遊漁規則)	法第170条は、第5種共同漁業権を有する組合が、遊漁について一方的制限を加え、遊漁を実質的に不能とすることは妥当ではないため、遊漁を行う際に遵守すべき事項を規定する遊漁規則について規定する。
第2 遊漁規則の対象となる「内水面」	法第170条により遊漁規則を定めることが必要となる「内水面」からは、農林水産大臣が指定する湖沼（サロマ湖、能取湖、風連湖、温根沼、厚岸湖、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海）は除かれる。
第3 遊漁規則に規定する事項 (1)遊漁についての制限の範囲（第1号） (2)遊漁料の額及び納付の方法（第2号） (3)遊漁承認証に関する事項（第3号） (4)遊漁に際し守るべき事項（第4号） (5)その他農林水産省令で定める事項（第5号）	(法第170条第2項) ・具体的には解禁日、終漁日等の期間、遊漁を可能とする区域又は禁止する区域、漁具又は漁法の制限又は禁止、採捕する魚の大きさ等の制限が考えられる。 ・いずれにしても、 <u>遊漁を不当に制限しない範囲において定めなければならない。</u> ・遊漁料は、漁業権の侵害に対して漁業者が受け取る受忍料の性格を有している。 ・遊漁料の額は、水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものでなければならない。 ・増殖費については、放流する種苗の購入運搬に要する費用や産卵床造成等の増殖事業に要する費用が含まれる。 ・漁場管理費については、漁場監視員費用、管理事業に要する人件費、事業費、その他遊漁者の便宜のために直接必要とする費用が含まれる。 ・遊漁料の納付方法については、具体的に規則の中で示す必要がある。また、現場で直接漁場監視員に納付することやオンラインシステムによる納付方法を規定しても差し支えない。 ・組合の増殖事業について、広く遊漁者の理解を得るため、遊漁承認証やインターネット等を活用して、増殖や漁場の管理の内容等を明らかにすることが望ましい。 ・2以上の漁業権者が遊漁の承認及び遊漁料の徴収を統一的行おうとする場合は、連合会に委任することが便利と考える。 ・遊漁規則例を示すので、これを参考に地域の実態に応じて規定すること。 ・法施行規則により遊漁規則に規定すべき事項は、漁場監視員に関する事項及び違反者に対する措置に関する事項である。 ・漁場監視員に関する事項としては、漁場監視員の職務内容及び漁場監視員証に関する記載が必要であり、規則例を参考に規定すること。 ・漁場監視員証については、遊漁者への指導が適切に行われるよう、裏面に漁場監視員に対する注意事項を記載すること。 ・違反者に対する措置に関する事項としては、規則例を参考に規定すること。
第4 作成上の留意点 1 2	・自治規範であることから、組合において、遊漁の実態に見合った総意工夫のある規則制定がされるよう努めること。 ・規則の制定、変更又は廃止の議決は、総代会を総会に代えることができる。
項目等	技術的助言の内容
5 遊漁規則の認可	

1	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁規則は、総（代）会で議決した後、制定又は変更を行う場合は、都道府県知事の認可を受けなければ効力は生じない。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は各組合において、申請書を県へ提出する <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁規則の制定を総（代）会において特別議決で議決したことを証する書面（議事録抄本） ・組合員の漁場行使の実態（操業人数・日数） ・遊漁承認証の発行枚数 ・水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及び内訳 ・水産動植物の増殖計画及び漁場管理計画 ・遊漁料算定方法 等 <p>◎例示であるので、都道府県における実態等を踏まえ、適宜取捨選択されたい。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・（県は）認可については、行政手続法に基づく審査基準を作成、公にしてその基準に従い審査を行うこと。 <p>①「遊漁を不当に制限する」かどうかについて</p> <p>①「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度を考慮した<u>遊漁への最小限度の制限以外の制限</u>をいう。</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行使規則で組合員に課している一般制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課することは不当ではない。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産動植物の繁殖保護、漁業紛争防止等からみて採捕者数を制限する必要がある、かつ、行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員のみ認め、一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具・漁法を禁ずることは、不当ではない。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して当該漁具・漁法を制限することは不当である。 ・キャッチアンドリリース区間についても、行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当である。 <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、当該漁具・漁法による遊漁を制限することは不当である。
(2)	<p>「遊漁料の額が妥当」かどうかについて</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妥当性の基準となる「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用」には、種苗又は親魚購入費、放流事業費、漁場保護費等、増殖及び漁場管理に直接経費はもとより、これらの事業に要する人件費、事務費等の間接費及びその他遊漁者の便宜のために直接必要とする費用等も含む。 ・補償要求のための会議費等は、増殖及び漁場管理に関連のない経費である。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当か、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間における費用の配分が実質的に公平かどうかで、妥当性は判断される。</u> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妥当性は、可能な限り過去数年の関連資料を勘案して判断すること。 <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁料は、漁業権ごと、かつ、魚種、漁具・漁法ごとに決めること。 <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の遊漁料と年間の遊漁料は、従来の慣例等から許容される合理的な範囲で差を設けても差し支えない。
(4)	<p>（県は）規則制定の認可をしたときは、以下について公示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権者の名称及び住所 ・遊漁の制限の範囲 ・遊漁承認証に関する事項 ・規則の施行の日 等 ・漁業権の免許番号 ・遊漁料の額及び納付方法 ・漁場監視員に関する事項